

納期限までに納付が困難な場合はご相談ください

やむを得ない事情等により各期の納期限までに納められない場合は、納付相談を行っていますので、そのままにせず必ずご相談ください。

こんなときには国保・年金課又は各支所でお手続きを！

平成28年1月から国保の手続きでは、マイナンバーが必要になりました。世帯主と対象の人のマイナンバーのご記入、世帯主のマイナンバーの確認、そして窓口に来られた人の身元確認が必要になります。窓口にお越しいただく際には、下記の必要なものに加えて、通知カード等の『マイナンバーが確認できる書類』と運転免許証等の『身元確認書類』をお持ちください。

こんなとき		必要なもの	
国保に入る(※1)	転入	他の市区町村の転出証明書	
	他の健康保険喪失	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
		職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書
		任意継続期間が満了したとき	任意継続保険の喪失証明書
生活保護廃止決定	生活保護廃止決定通知書		
出生	国保証 ※出産育児一時金の支給申請は別途必要書類があります		
国保をやめる	転出	国保証	
	他の健康保険加入 ◎自動では切り替わりません!!ご自身で手続きが必要です(郵送でも可)	職場の健康保険に加入したとき	国保証と職場の健康保険証(カードタイプの場合は全員分が必要です)
		職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	生活保護開始決定	国保証、生活保護開始決定通知書	
死亡	国保証 ※葬祭費の支給申請は別途必要書類があります		
その他(※2)	紛失や汚損等国保証の再交付	使えなくなった国保証、本人であることを確認できる顔写真のある公的な証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)	
	子どもが修学のために転出	国保証、在学証明書(転出届出後)	
	住所、氏名、世帯主の変更等	国保証	

※関連する業務で印かんが必要になる場合があります。

- * 1…国保への加入は、健康保険等の資格を喪失した日が取得日となり、国保料は最高2年間までさかのぼります。
※届出が遅れた場合であっても、国保料は最高2年間さかのぼって計算(料金決定)されますので注意してください。
- * 2…国保証の窓口での交付は、本人であることを確認できる顔写真のある公的な証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等)が必要になります。

総合窓口センターの下記の延長時間帯には市民課窓口(本館1階)で国保業務も取扱いしています

- 毎週木曜日(祝日、年末年始を除く)午後7時まで ●毎月第2土曜日 午前8時30分から午後5時まで
- ※手続き内容によっては当日受付できないこともありますので、詳しくは事前に各担当にお問い合わせください。

賦課決定(料金計算)の期間制限

- 平成27年度以降の国保料は、国保法第110条の2(平成27年4月新設)により計算に2年間の期間制限が明示されました。例えば、平成28年度国保料が同年6月賦課決定された世帯の場合は、今年度の7月1日以降は増額も減額も処理できません。
- 国保をやめる届出や国民健康保険料所得申告書の提出が遅れた場合等には、納付した国保料を還付できなくなることがありますので注意してください。



国保に関するお問合せは、国保・年金課の下記担当へ

- 国保料の計算・特別徴収……………賦課担当(2番窓口) ☎(089)948-6365・6366・6367
- 口座振替・納付証明・保健事業……………総務・医療制度担当(6番窓口) ☎(089)948-6376
- 国保料の納付、納付相談……………収納担当(1番窓口) ☎(089)948-6864
- 加入・脱退・証再交付……………資格担当(3番窓口) ☎(089)948-6363
- 高額療養費・限度額適用認定証等……………給付担当(5番窓口) ☎(089)948-6361

公式サイト 詳しくは松山市HPでご確認いただけます。 [松山市 国保 検索](http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/tetsuzuki/kokuho/) 制度改正についても随時更新中!!
http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/tetsuzuki/kokuho/
〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 松山市役所 別館3階 国保・年金課

～松山市国保だより～

平成30年度 国民健康保険料のご案内

このリーフレットには、国保料に関する大切な内容が記載されています。ぜひ、ご一読くださいますようお願いいたします。

国保のしくみ

国民健康保険(以下、国保)制度は、ご加入者のみなさまが万一の病気やけが等の場合に安心して病院等を受診できるよう、収入等に応じて納める国保料と国・県・市からの補助金等を財源として運営しています。国保料は、みなさまの医療費や出産育児一時金等にあてられる貴重な財源ですので、必ず納期限内に納めましょう。

国保料の決まり方

松山市の国保料は、次の計算により世帯単位で決まります。年度途中に加入・脱退した場合は月単位での計算になります。

所得割額		医療分(12か月分)	支援分(12か月分) <small>(0歳から74歳までの人で後期高齢者医療制度を支援する国保料)</small>	介護分(12か月分) <small>(40歳から64歳までの人で介護保険制度を支える国保料)</small>
+	世帯の加入者の所得に応じて計算	加入者全員の「平成29年中の基礎控除後の総所得金額等」(*) ×9.4%	加入者全員の「平成29年中の基礎控除後の総所得金額等」(*) ×3.4%	40歳～64歳の加入者全員の「平成29年中の基礎控除後の総所得金額等」(*) ×2.7%
+	均等割額	加入者の人数 ×23,520円	加入者の人数 ×8,040円	40歳～64歳の加入者の人数 ×7,320円
+	平等割額	一世帯にいくらと計算	6,960円	4,680円

あなたの世帯の国保料(12か月分) = **医療分の合計** + **支援分の合計** + **介護分の合計**

※国保料は10円未満の端数を医療分・支援分・介護分のそれぞれで切り捨てます。

最高限度額	各限度額を超えて納める必要はありません	580,000円	190,000円	160,000円
-------	---------------------	-----------------	-----------------	-----------------

- *「平成29年中の基礎控除後の総所得金額等」とは、平成29年1月1日から12月31日までの1年間の総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いた金額です。
- 青色申告による青色申告特別控除は、その控除後の所得に対して所得割額を計算します。
- 税法上の扶養控除や社会保険料控除、医療費控除等の「各種所得控除」は、国保料の計算では適用されず、基礎控除33万円のみ適用されます(住民税と国保料では控除できる項目が異なります)。



●総所得金額等に含まれる主な所得(所得割額の計算対象)

- ◆給与所得(事業専従者給与等を含む) ◆雑所得(公的年金等所得、個人年金の受取等) ◆不動産所得
- ◆事業所得(営業・農業等) ◆利子所得 ◆山林所得 ◆配当所得〔注釈〕 ◆一時所得(保険の満期受取金等)
- ◆総合課税の短期譲渡所得、長期譲渡所得 ◆分離課税の短期譲渡所得、長期譲渡所得
- ◆分離課税の株式等に係る譲渡所得〔注釈〕 ◆分離課税の先物取引に係る雑所得

※遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付等の非課税所得は含みません。雑損失の繰越控除は適用されません。
※退職所得は一時金として受け取る場合には計算対象に含みませんが、年金として受け取る場合は雑所得に含まれます。

〔注釈〕 上場株式等の配当所得及び特定口座(源泉徴収あり)による株式譲渡所得は、源泉徴収のみで課税関係の手続きを終了することができます。この場合、国保料の計算には譲渡所得や配当所得を含みませんが、これらを含めて所得税、又は住民税に関する申告を行った場合は国保料計算の所得に含まれます。そのため、国保料への影響もよく考慮した上で、当該申告を行うかどうかをご自身で選択してください。

所得の申告を忘れずに！

- 平成29年中に収入・所得がない人も「平成30年度国民健康保険料所得申告書」を提出してください。申告がない場合、正しい国保料の計算ができないだけでなく、限度額適用認定証等の交付時に、適正な自己負担限度額が把握できない場合があります。

国保料の内訳

40歳未満の人	国保料=医療分+支援分	※介護分の負担はありません
40歳～64歳の人	国保料=医療分+支援分+介護分	
65歳～74歳の人	国保料=医療分+支援分	※介護保険料は国保料とは別に納めます

- ◆年度の途中で40歳になるとき：40歳になる月（1日が誕生日の人はその前月）の分から介護分を納めます。
- ◆年度の途中で65歳になるとき：65歳になる前月（1日が誕生日の人はその前々月）までの介護分を年度末までの納期に分けて納めます。そのため65歳になった月以降も1回あたりの納付額に変更はありません。

※年度途中で75歳になる人がいる世帯の国保料も、その人が75歳になる前月分までを年度末までの納期に分けて納めます。そのため75歳になった月以降も1回あたりの納付額に変更はありません（単身世帯は、75歳になる前月までの国保料を誕生日の前月までの納期に分けて納めます）。

国保料の軽減

〔1〕均等割額と平等割額の軽減（法定軽減）…自動計算のため、お手続きは必要ありません

賦課期日(*1)時点で、世帯主(国保加入者でない場合も含む)とその世帯の国保加入者(*2)の前年(賦課期日の属する年度の前年)の総所得金額等の合計(基礎控除前)が次の基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減対象となる所得の基準
8割	33万円
6割	33万円 + 27万5千円 × 加入者の人数(*2)
2割	33万円 + 50万円 × 加入者の人数(*2)

◎松山市では、国が定めた7割・5割の軽減割合に、独自に1割を上乗せし、8割・6割としています。

*1…賦課期日とは通常4月1日、その日以降に新たに国保に加入した世帯については資格取得日です。

*2…法定軽減における国保加入者の人数には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度へ移行した人も含めます。

軽減判定に関する規定

- 65歳以上の人の公的年金等所得額から15万円(満たないときはその額)を控除して判定します。
- 雑損失の繰越控除をした所得金額で判定します。
- 分離課税の対象となる譲渡所得がある場合は、特別控除前で判定します。
- 専従者給与(控除)を申告している場合は、支給(控除)前の所得で判定します。
- 専従者給与を受給している方は、その額を判定所得には使いません。

〔2〕非自発的失業者に対する軽減措置(倒産・解雇等による離職(特定受給資格者)や雇止め等による離職(特定理由離職者)が対象)

…**お手続きが必要です**(該当する人は、届出書(松山市HPからダウンロード可)に雇用保険受給資格者証(原本)を添えて賦課担当(2番窓口)又は支所窓口にご提出ください。雇用保険受給資格者証(原本)は、両面複写の後、ご返却します。また、マイナンバー記載に伴い通知カード等の『マイナンバーが確認できる書類』も併せて必要になります。)

要件	次の2項目を満たす国保加入者が対象です。 ①離職日に65歳未満(離職時点の年齢が満64歳以下)であること ②雇用保険受給資格者証の離職理由コード番号が「11.12.21.22.23.31.32.33.34」であること
軽減内容	要件を満たす国保加入者の前年の給与所得を30%として計算します。 ※軽減の対象になるのは前年の給与所得のみであり、営業・不動産・農業所得等は対象になりません。 ※高額療養費等の所得区分判定も軽減後の所得で行います。
軽減期間	離職日の翌日の属する月から翌年度末までが対象です。

〔3〕後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減…自動計算のため、お手続きは必要ありません

国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、残りの国保加入者が1人になる世帯は、移行してから5年度間は医療分と支援分にかかる平等割額が2分の1軽減、その後3年度間は4分の1軽減されます(いずれも軽減対象は医療分と支援分であり、介護分は軽減対象外です)。

※8割、6割、2割軽減に該当する場合は、軽減後の平等割額がさらに軽減されます。

国保料の減免

〔1〕後期高齢者医療制度への移行に伴う扶養家族の減免…お手続きが必要です ※国保組合の被保険者は対象外

職場等の健康保険・共済組合・船員保険、又はそれらの任意継続(国保組合は除く)に加入している人が後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、その人の被扶養者ではなくなり国保に加入することになった65歳以上の人は、所得割額が免除、均等割額が半額になります。さらに、世帯内の国保加入者全員が減免対象者の場合は、平等割額が半額になります。

※8割、6割軽減該当者は対象外です。

該当する人は、申請書(松山市HPからダウンロード可)を賦課担当(2番窓口)にご提出ください。

〔2〕その他(一部)減免…お手続きが必要です(事前に賦課担当(2番窓口)までご相談ください)

次のいずれかに該当したことにより生活が困窮し、かつ今後の国保料の納付が困難になった人は、申請により国保料の減免を受けられる場合があります。ただし、その理由が消滅した場合は、直ちにその旨を申告する必要があります。

- 災害等により生活が著しく困難となった人、又はこれに準じると認められる人
- 疾病等により収入が著しく減少した人、又は多額の医療費を要した人
- 予想できない突発的な事情(倒産等)により収入が著しく減少した人

※すでに何らかの軽減、又は減免に該当している世帯は対象外です。前年の総所得に対する所得制限があります(災害等を除く)。

年度途中で国保料が更正(変更)になる場合

次のいずれかに該当すれば年度途中で国保料が変更になり、改めて納入通知書をお届けします。

- 前年中の所得が増減したとき(※最高2年間さかのぼって国保料が変更になります)
- 国保加入者の人数に変更があったとき 40歳になり介護分が上乗せになったとき
- 世帯主が変更になったとき(前世帯主と新世帯主とで月単位に別々で再計算します) ※世帯主が変更になると、軽減割合が変更になる場合や改めて口座振替の手続きを行っていただく必要があります。
- 国保料の軽減等の適用があったとき、又は軽減等の取消し・変更があったとき

なお、国民健康保険料所得申告書を提出いただいた人でも、その申告内容が所得税・住民税の申告内容と異なっていれば、所得税・住民税の申告内容を優先しますので、国保料が変更になる場合があります。

国保料の納付方法

国保料を納める義務は世帯主にあると法律で定められています。そのため世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中に一人でも国保加入者がいれば、納入通知書は世帯主宛に送られます。

〔1〕納付書による納付(普通徴収)

納付場所は金融機関のほか、四国内のゆうちょ銀行及び郵便局、コンビニエンスストアもご利用いただけます。詳細は納付書うら面をご確認ください。

〔2〕口座振替による納付(普通徴収)…お手続きが必要です

国保料の納付には納め忘れのない口座振替がお勧めです。一度手続きをすると、翌年度以降も自動的に振替が継続されるので大変便利です。申込用紙は国保・年金課、支所及び金融機関の窓口にあります。

【手続きに必要なもの】 ●金融機関のお届け印 ●口座番号がわかるもの ●納入通知書、又は国保証

※口座振替が可能な金融機関は申込用紙、又は松山市ホームページでご確認ください。一部お取り扱いできない金融機関があります。

●普通徴収(納付書による納付、又は口座振替による納付)の納期は年10回です

納期	6月期(第1期)	7月期(第2期)	8月期(第3期)	9月期(第4期)	10月期(第5期)	11月期(第6期)	12月期(第7期)	1月期(第8期)	2月期(第9期)	3月期(第10期)
納期限(口座振替日)	7月2日(月)	7月31日(火)	8月31日(金)	10月1日(月)	10月31日(水)	11月30日(金)	12月25日(火)	1月31日(木)	2月28日(木)	4月1日(月)

※納期限は各月末(12月期のみ25日)ですが、土日・祝日の場合は翌開庁日となります(4月から3月までの12か月分の国保料を10等分し、納付は6月から始まります。そのため、各1期分に相当する額は、約1.2か月分になります)。

〔3〕年金天引き(特別徴収)

下記の条件全てに該当した場合、国保料は原則として世帯主の年金から天引き(特別徴収)になります。

- 国保加入者の年齢が65歳から74歳までで構成されている世帯の世帯主(擬制世帯主を除く。)
- 年金天引きの対象となる年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金等)を年間18万円以上受給しており、介護保険料が年金天引きの対象となっている人
- 国保料と介護保険料(65歳以上)との合計額が天引き対象年金額の2分の1を超えない人

*2つ以上の年金を受給中の場合は、法律が定める優先順位によりその一つが天引きの対象になります。

●年金天引きは、偶数月(年金支給月)の年6回です

※年度途中で年金天引きに該当する、又は年金天引きが停止(中止)になることで、年間の国保料に変更がなくても1回あたりの納付額が変更になる場合があります。

●口座振替も選べます(新たに年金天引きに該当する世帯主宛に事前に案内文書を送付します)…お手続きが必要です

年金天引きに該当すると納付書払いに変更することはできませんが、口座振替に変更することができます。口座振替を希望される人は、お手続きが必要になりますので、賦課担当(2番窓口)までお問い合わせください。

※口座振替への変更手続きには、年金保険者に依頼してから3~4か月程度かかります。そのため、手続き後も1~2回年金天引きされることがありますので、あらかじめご了承ください。

●年金天引きが停止(中止)になる場合

年金天引きに該当している人であっても、次のいずれかの事由が発生した場合、天引きが停止(中止)になります。

- 年金天引きの条件を満たさなくなった
- 年金の支払い調整等で受給額が少なくなり、国保料を天引きできなくなった
- 資格異動、所得更正等で国保料が減額になった
- 年金の受給権を担保に借入れをした

*事由によっては、停止(中止)までに3~4か月程度の期間を必要とする場合もあるため、納め過ぎになった際は後日お返しします。また、停止(中止)後に不足分がある場合は、納付書、又は口座振替で納めることになります。